



目次

告示	ページ
○新たに生じた土地の届出(2件) (市町村振興課)	1
○新たな字区域画定の届出(2件) (")	1
◎告示(特定工場、特定作業において発生する騒音について規制する地域の指定)の一部改正 (清流・環境課)	1
◎告示(騒音を規制する地域の指定)の一部改正 (")	1
◎告示(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定)の一部改正 (")	2
◎告示(騒音を規制する地域の指定)の一部改正 (")	2
◎告示(航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域)の一部改正 (")	2
◎告示(振動を規制する地域の指定)の一部改正 (")	2
◎告示(悪臭防止法による規制地域の指定等)の一部改正(2件) (")	2
◎告示(騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定及び告示の廃止)の一部改正(2件) (")	3
○保安林の解除予定の通知(2件) (治山林道課)	3
○保安林の解除の予定 (")	4
○保安林の解除(2件) (")	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○道路の供用開始 (")	4
公 告	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	4
○県営土地改良事業の計画の変更 (")	4
○林業種苗法による生産事業者の登録 (林業改革課)	4
○測量土試験及び測量土補試験の実施 (用地管理課)	4

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港 湾 課) 5
- 高知県公安委員会告示
 - 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 5
- 監査公表
 - 財政的援助団体等の監査の執行結果 7

告 示

高知県告示第798号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、大月町長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同町の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。
 平成19年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積
幡多郡大月町安満地字宮添335の6及び339の2、字船寄367の1並びに字大浦山465の1の地先	13,500.51平方メートル

高知県告示第799号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、大月町長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同町の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。
 平成19年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積
幡多郡大月町小才角字タレ水742の3地先	7,195.71平方メートル

高知県告示第800号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、大月町長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同町の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。
 平成19年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積	字の名称
幡多郡大月町安満地字宮添	13,500.51平方メ	安満地字大浦

335の6及び339の2、字船寄367の1並びに字大浦山465の1の地先	ートル	山
--------------------------------------	-----	---

高知県告示第801号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、大月町長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同町の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。
 平成19年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積	字の名称
幡多郡大月町小才角字タレ水742の3地先	7,195.71平方メートル	小才角字タレ水

高知県告示第802号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により平成16年10月1日から土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村を廃しその区域をもって同郡いの町を設置し、平成18年3月1日から香美郡土佐山田町、同郡香北町及び同郡物部村を廃しその区域をもって香美市を設置したことに伴い、昭和48年3月高知県告示第110号(特定工場、特定作業において発生する騒音について規制する地域の指定)の一部を次のように改正する。
 平成19年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定する。」
 「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定する。」
 なお、当該地域に係る同法第4条第1項の規定に基づく規制基準は、昭和47年5月高知県告示第278号(指定地域の特定工場等の騒音の規制基準)に定めるとおりである。」

本文中「物部村の」を「香美市の」に、「伊野町の」を「いの町の」に、「省略し、その図面を高知県保健環境部公害対策課、物部村役場」を「省略し、その関係図面は、高知県文化環境部清流・環境課並びに香美市役所」に、「伊野町役場に備えおいて」を「いの町役場に備え置いて」に改める。

高知県告示第803号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により

平成18年3月1日から香美郡土佐山田町、同郡香北町及び同郡物部村を廃しその区域をもって香美市を設置したことに伴い、昭和51年3月高知県告示第157号（騒音を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

「昭和47年5月高知県告示第278号」を「昭和47年5月高知県告示第278号（指定地域の特定工場等の騒音の規制基準）」に改める。

本文中「土佐山田町の」を「香美市の」に、「図面を高知県保健環境部公害対策課及び土佐山田町役場」を「関係図面は、高知県文化環境部清流・環境課及び香美市役所」に改める。

高知県告示第804号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成18年3月1日から香美郡土佐山田町、同郡香北町及び同郡物部村を廃しその区域をもって香美市を設置したことに伴い、昭和53年8月高知県告示第429号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

「昭和47年5月1日高知県告示第278号」を「昭和47年5月高知県告示第278号（指定地域の特定工場等の騒音の規制基準）」に改める。

本文中「土佐山田町の」を「香美市の」に、「高知県保健環境部環境対策課及び土佐山田町役場」を「高知県文化環境部清流・環境課及び香美市役所」に改める。

高知県告示第805号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成17年4月10日から中村市及び幡多郡西土佐村を廃しその区域をもって四万十市を設置したことに伴い、昭和60年3月高知県告示第158号（騒音を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

「昭和47年5月高知県告示第278号」を「昭和47年5月高知県告示第278号（指定地域の特定工場等の騒音の規制基準）」に改める。

本文中「中村市の」を「四万十市の」に、「高知県保健環境部公害対策課及び中村市役所」を「高知県文化環境部清流・環境課及び四万十市役所」に改める。

高知県告示第806号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成18年3月1日から香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町及び同郡吉川村を廃しその区域をもって香南市を

設置したことに伴い、昭和62年7月高知県告示第432号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項」を「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条」に改める。

表中

基準値 (単位WECPNL)	あてはめる地域
-------------------	---------

を

基準値 (単位 WECPNL)	当てはめる地域
--------------------	---------

に、「香美郡吉川村」を「香南市」に、「をあてはめる」を「を当てはめる」に、「高知県文化環境部環境対策課」を「高知県文化環境部清流・環境課」に、「吉川村役場」を「香南市役所」に改める。

高知県告示第807号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成16年10月1日から土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村を廃しその区域をもって同郡いの町を設置し、平成17年4月10日から中村市及び幡多郡西土佐村を廃しその区域をもって四万十市を設置したことに伴い、平成2年4月高知県告示第185号（振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

表中「中村市 伊野町」を「四万十市 いの町」に改める。

高知県告示第808号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成16年10月1日から土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村を廃しその区域をもって同郡いの町を設置し、平成17年1月1日から土佐郡鏡村及び同郡土佐山村を廃しその区域を高知市に編入し、同年2月1日から高岡郡東津野村及び同郡葉山村を廃しその区域をもって同郡津野町を設置し、同年4月10日から中村市及び幡多郡西土佐村を廃しその区域をもって四万十市を設置し、同年8月1日から吾川郡池川町、同郡吾川村及び高岡郡仁淀村を廃しその区域をもって吾川郡仁淀川町を設置し、平成18年1月1日から高岡郡中土佐町及び同郡大野見村を廃しその区域をもって同郡中土佐町を設置し、同年3月1日から香美郡赤岡町、同郡香我

美町、同郡野市町、同郡夜須町及び同郡吉川村を廃しその区域をもって香南市を設置し、同日から同郡土佐山田町、同郡香北町及び同郡物部村を廃しその区域をもって香美市を設置し、同月20日から高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村を廃しその区域をもって高岡郡四万十町を設置し、同日から幡多郡佐賀町及び同郡大方町を廃しその区域をもって同郡黒潮町を設置したことに伴い、平成7年12月高知県告示第689号（悪臭防止法による規制地域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

「第4条の」を「第4条第1項の」に、「高知県文化環境部環境保全課」を「高知県文化環境部清流・環境課」に、「縦覧」を「一般の縦覧」に改める。

1の表中

中村市	市の区域の全域	を
-----	---------	---

削り、

土佐清水市	市の区域の全域	を
-------	---------	---

土佐清水市	市の区域の全域	に
四万十市	市の区域の全域	
香南市	市の区域の全域	
香美市	市の区域の全域	

改め、

赤岡町	町の区域の全域	、
香我美町	町の区域の全域	
土佐山田町	町の区域の全域	
野市町	町の区域の全域	
夜須町	町の区域の全域	
香北町	町の区域の全域	
吉川村	村の区域の全域	

物 部 村	村の区域の全域
-------	---------

及

鏡 村	村の区域の全域
-----	---------

土 佐 山 村	村の区域の全域
---------	---------

び

本 川 村	村の区域の全域
-------	---------

を

伊 野 町	町の区域の全域
-------	---------

池 川 町	町の区域の全域
-------	---------

削り、

吾 川 村	村の区域の全域
-------	---------

を

吾 北 村	村の区域の全域
-------	---------

に

い の 町	町の区域の全域
-------	---------

に

仁 淀 川 町	町の区域の全域
---------	---------

改め、

窪 川 町	町の区域の全域
-------	---------

を

削り、

大 野 見 村	村の区域の全域
---------	---------

東 津 野 村	村の区域の全域
---------	---------

葉 山 村	村の区域の全域
-------	---------

仁 淀 村	村の区域の全域
-------	---------

日 高 村	村の区域の全域
-------	---------

佐 賀 町	町の区域の全域
-------	---------

を

大 正 町	町の区域の全域
-------	---------

大 方 町	町の区域の全域
-------	---------

「

日 高 村	村の区域の全域
-------	---------

津 野 町	町の区域の全域
-------	---------

四 万 十 町	町の区域の全域
---------	---------

に、

「

十 和 村	村の区域の全域
-------	---------

西 土 佐 村	村の区域の全域
---------	---------

三 原 村	村の区域の全域
-------	---------

を

「

三 原 村	村の区域の全域
-------	---------

黒 潮 町	町の区域の全域
-------	---------

に

改め、2の(1)中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、2の(2)中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に、「第2条」を「第3条」に改め、2の(3)中「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に、「第3条」を「第4条」に改める。

高知県告示第809号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成20年1月1日から吾川郡春野町を廃しその区域を高知市に編入することに伴い、平成7年12月高知県告示第689号（悪臭防止法による規制地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

1の表中

「

春 野 町	町の区域の全域
-------	---------

を

削る。

高知県告示第810号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成16年10月1日から土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北

村を廃しその区域をもって同郡いの町を設置し、平成17年4月10日から中村市及び幡多郡西土佐村を廃しその区域をもって四万十市を設置し、平成18年3月1日から香美郡土佐山田町、同郡香北町及び同郡物部村を廃しその区域をもって香美市を設置したことに伴い、平成11年4月高知県告示第218号（騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項」を「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条」に、「第1に」を「第1の1に」に改める。

付表中「中村市、宿毛市、土佐山田町、伊野町及び春野町」を「宿毛市、四万十市、香美市、春野町及びいの町」に改める。

高知県告示第811号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成20年1月1日から吾川郡春野町を廃しその区域を高知市に編入することに伴い、平成11年4月高知県告示第218号（騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

付表中「春野町」を削る。

高知県告示第812号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡北川村和田字立原西地山740の5（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第813号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町越裏門字鎌谷215の5

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第814号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
須崎市多ノ郷字桜ヶサコ甲5454の1・甲5454の24・山手町306の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第815号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町柏島字東大戸山697の14、15

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第816号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所
宿毛市沖の島町弘瀬字網代黒774の7

2 保安林として指定された目的
魚つき

3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋数字藤原45番1から 四万十市竹屋数字炭床974番1まで	前	4.0 10.0	178
	後	8.0 22.8	178

高知県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市竹屋数字藤原45番1から 四万十市竹屋数字炭床974番1まで	178	平成19年12月18日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、春野町秋山土地改良区の解散を平成19年12月3日に認可した。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（上ノ加江地区経営体育成基盤整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年12月18日から平成20年1月23日まで
- 3 縦覧場所
中土佐町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の生産事業者の登録を平成19年11月30日に次のとおり行った。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1552	岡本 貴子	宿毛市平田町黒川2785番地	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	岡本 貴子 宿毛市平田町黒川2785番地

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、国土地理院長が行う測量士試験及び測量士補試験について、次のとおり公告する。

平成19年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験日時
平成20年5月18日（日）

- (1) 測量士試験
午前10時から午後0時30分まで
午後1時30分から午後4時まで
- (2) 測量士補試験
午後1時30分から午後4時30分まで

- 2 試験方法
測量士試験及び測量士補試験とも筆記試験とする。
- 3 試験地
北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県
- 4 受験願書の受付期間
平成20年1月15日(火)から同年2月29日(金)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)。ただし、受験願書を郵送する場合は、平成20年2月29日の日付の消印のあるものまで受け付ける(後納郵便又は別納郵便の場合は、同日までに必着とする。)。
なお、電子申請による受験願書は、平成20年2月29日午後12時まで受け付ける。
- 5 受験願書の受付場所
国土交通省国土地理院総務部総務課(茨城県つくば市北郷1番 郵便番号305-0811)
- 6 受付願書用紙等の交付
受験願書用紙及び受験案内は、平成20年1月15日から、次の場所において交付する。
(1) 国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所
(2) 社団法人日本測量協会及び同支部
(3) 高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー、高知県土木部用地対策課指導班及び県内各土木事務所
なお、郵送による請求は、国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所並びに社団法人日本測量協会及び同支部のみで取扱いを行うが、封筒の表に「願書請求」と朱書し、次のとおり請求部数に応じて必要な切手をはったあて先明記の返信用封筒(日本工業規格A列4番以上)を同封して請求すること。

請求部数	切手料金
1部	140円
2部	200円
3ないし4部	240円
5ないし9部	390円

10ないし19部	580円
----------	------

- 7 合格発表及び可否通知
平成20年7月18日(金)
国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所において合格者の氏名を公告するとともに、全受験者あてに試験結果(可否)を通知する。
また、国土交通省国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。
- 8 試験問題等の公表
国土交通省国土地理院のホームページ上において、試験問題については試験実施後速やかに、模範解答及び合格基準については合格発表の日に掲載する。
- 9 その他
(1) 試験会場については、受験票を送付する際に通知する。
(2) 受験願書の受付期間終了後における受験地の変更は、平成20年4月3日(木)までに必着するよう文書で受験願書の受付場所に届け出たものに限り認める。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成19年12月18日
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年11月27日 19高都計第411号	南国市大桶字タテン 乙1720-2	南国市大桶乙282 山岡 正勝

- 港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。
平成19年12月18日
須崎港湾管理者
高知県知事 尾崎 正直
- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
須崎市港町108番1
FRP船1隻(船名不明、K O 3-13056)
木船1隻(海光丸、K O 3-11123)

- 木船1隻(福漁丸、K O 3-22174)
- 木船1隻(金福丸、K O 3-17112)
- 木船1隻(栄漁丸、K O 3-12223)
- FRP船1隻(船名不明、242-20148)
- FRP船1隻(船名不明、230-14645)
- 須崎市大間西町214番地先
FRP船1隻(船名不明、282-3352)
- FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
- 須崎市港町54番地先
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
- 木船2隻(船名及び船舶番号不明)
- 須崎市多ノ郷字サガノ谷乙724番2地先
FRP船2隻(船名及び船舶番号不明)

- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に須崎港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
- 3 港湾管理者の措置
須崎港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第33号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条(同規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。
平成19年12月18日
高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 審査の種類、期日及び場所
(1) 審査の種類
技能検定員審査等に関する規則(以下「規則」という。)第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)
- (2) 審査の期日

- 平成20年1月24日(木)及び25日(金)
- (3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 - イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 - ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 - エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 - オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 - カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う

許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能		ものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能	論文式の筆記試験により

	の評価方法に関する知識	行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
--	-------------	-----------------------------------

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。

技能	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）
- イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

監 査 公 表

監査公表第21号

平成19年12月18日

高知県監査委員 武石 利彦
 同 植田 壮一郎
 同 坂本 千代
 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したところ、その結果は、次のとおりであった。

第1 嚴重注意

1 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

(1) 監査対象とした補助金の名称及び額

- 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金 23,582,846円
- 高知県社会福祉協議会活動費補助金 46,993,000円
- ボランティアセンター事業費補助金 6,554,000円
- バーチャルボランティアセンター事業費補助金 3,412,000円

高知県福祉サービス利用支援事業費補助金 62,971,000円
 高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金 19,124,000円

(2) 監査対象期間

平成18年度及び平成19年度

(3) 監査実施年月日

平成19年11月7日

(4) 監査の結果

会計その他の事務の執行について、補助対象となっている切手の管理に次のとおり不適切な処理がみられた。今後は、補助金の趣旨に則り適正に執行されたい。

ア 平成18年度末で大量の切手（金額換算2,364,410円）を保有していた。

イ 切手の使用実績が補助事業ごとに把握されていないため、補助金の実績報告が実態に基づかないで行われていた。

ウ 高知県社会福祉協議会が事務局となっている他の団体に切手（平成19年3月30日現在の金額換算598,360円）を流用し、更に年度末にも精算をしていなかった。

2 社団法人高知県森林整備公社

(1) 基本財産及び県の出資額

基本財産 30,000,000円
 県の出資額 30,000,000円

(2) 監査対象期間

平成18年度及び平成19年度

(3) 監査実施年月日

平成19年11月13日

(4) 監査の結果

会計その他の事務の執行について、下記のとおり不適切な事務処理が見られた。今後は、このようなことがないよう適正な事務処理をされたい。

記

平成18年度教育の森造成事業補助金において、県の損失補償廃止に伴う教育の森特別会計の資金ショートを避けるため、229万3,000円の補助金を県教育委員会も承知の上で本来の目的に反して過剰に請求し、交付を受けていた。

その後、平成19年度に返還していた。

3 財団法人高知県のいち動物公園協会

(1) 基本財産及び県の出えん額

基本財産 1,000,000円
 県の出えん額 1,000,000円

(2) 監査対象期間

平成18年度及び平成19年度

(3) 監査実施年月日

平成19年11月6日

(4) 監査の結果

会計その他の事務の執行について、下記のとおり不適切な事務処理が見られた。今後は、このようなことがないよう適正な事務処理をされたい。

記

寄附行為第18条で、監事は役員とされており、同第23条に「役員は無給とする。」と規定しているにもかかわらず、平成17年度から監事である税理士と監査等に関する契約を締結し、同契約により年額25万円の報酬を支払っていた。

寄附行為第20条では、監事の職務内容に「財産及び会計を監査すること。」と明記しており、同報酬が監査に対する報酬であるとすれば、同契約による委任業務は、寄附行為に抵触すると考えられる。

第2 注意・検討・その他

1 学校法人高知学芸高等学校

(1) 監査対象とした補助金の名称及び額

私立学校運営費補助金 458,579,000円

(2) 監査対象期間

平成18年度及び平成19年度

(3) 監査実施年月日

平成19年11月13日

(4) 監査の結果

補助金に関する会計その他事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 社会福祉法人ふるさと自然村（双名園）

(1) 監査対象とした補助金の名称及び額

高知県老人福祉施設等整備事業費補助金 400,781,000円
 高知県養護老人ホーム等機能強化事業費補助金 364,368,000円

(2) 監査対象期間

平成18年度及び平成19年度

(3) 監査実施年月日

平成19年11月6日

(4) 監査の結果

補助金に関する会計その他の事務の執行は、適正に処理されていると認められた。

3 社会福祉法人来島会（南海学園）

(1) 監査対象とした補助金の名称及び額

民間移管施設運営特別支援事業費補助金 88,000,000円
 心身障害者・児施設整備等事業費補助金 354,697,000円

<p>民間移管施設整備特別支援事業費補助金 244,820,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月6日</p> <p>(4) 監査の結果 補助金に関する会計その他の事務の執行は、適正に処理されていると認められた。</p> <p>4 財団法人高知県牧野記念財団</p> <p>(1) 基本財産及び県の出えん額 基本財産 40,700,000円 県の出えん額 30,200,000円</p> <p>(2) 監査対象とした施設の名称及び管理代行料 県立牧野植物園 254,271,000円</p> <p>(3) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(4) 監査実施年月日 平成19年11月7日</p> <p>(5) 監査の結果 県立牧野植物園の指定管理者としての事務は、適正に処理されていると認められた。また、会計その他の事務の執行についても適正に処理されていた。</p> <p>5 財団法人エコサイクル高知</p> <p>(1) 基本財産及び県の出えん額 基本財産 51,000,000円 県の出えん額 18,500,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月13日</p> <p>(4) 監査の結果 会計その他の事務の執行は、適正に処理されていると認められた。</p> <p>6 財団法人土佐山内家宝物資料館</p> <p>(1) 基本財産及び県の出えん額 基本財産 100,000,000円 県の出えん額 70,000,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月7日</p> <p>(4) 監査の結果 会計その他の事務の執行は、適正に処理されていると認められた。</p>	<p>7 高知中央森林組合</p> <p>(1) 監査対象とした補助金の名称及び額 高知県造林事業補助金 75,194,194円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月13日</p> <p>(4) 監査の結果 補助金に関する会計その他の事務の執行は、適正に処理されていると認められた。</p> <p>8 財団法人高知県下水道公社</p> <p>(1) 基本財産及び県の出えん額 基本財産 20,000,000円 県の出えん額 10,000,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月7日</p> <p>(4) 監査の結果 会計その他の事務の執行は、一部に不適切な事務処理が見られたが、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> <p>9 くろしお通信・須工ときわグループ</p> <p>(1) 監査対象とした施設の名称及び管理代行料 県立春野総合運動公園 183,004,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月13日</p> <p>(4) 監査の結果 県立春野運動公園の指定管理者としての事務は、適正に処理されていると認められた。</p> <p>10 学校法人平成学園(ひまわり)幼稚園</p> <p>(1) 監査対象とした補助金の名称及び額 私立学校運営費補助金 35,528,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業費補助金 5,069,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年10月30日</p> <p>(4) 監査の結果 補助金に関する会計その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> <p>11 入交グループ高知城プロジェクトチーム</p> <p>(1) 監査対象とした施設の名称及び管理代行料</p>	<p>県立高知公園 36,420,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月7日</p> <p>(4) 監査の結果 県立高知公園の指定管理者としての事務は、適正に処理されていると認められた。</p> <p>12 財団法人高知県体育協会</p> <p>(1) 基本財産及び県の出えん額 基本財産 294,272,600円 県の出えん額 208,130,000円</p> <p>(2) 監査対象期間 平成18年度及び平成19年度</p> <p>(3) 監査実施年月日 平成19年11月28日</p> <p>(4) 監査の結果 会計その他の事務の執行は、一部に不適切な事務処理が見られたが、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
--	--	---